

日弁連会長選挙に関する期成会声明

2020年度日弁連会長選挙は、同年2月7日の選挙の結果、上位2名の候補者に絞られ、同年3月11日に再投票が行われた。

しかしながら、その結果の如何にかかわらず、再投票にあたって以下(1)(2)のような文書が配布されたことは、弁護士会の民主化、なかなづく公正な選挙を創立趣意に掲げる当会として看過することができない。

- (1) 再投票に向けた選挙活動として、東京弁護士会ではないものの、或る大単位会の極めて影響力の大きな複数の弁護士による連名の文書が配布され、その内容は、候補者の政策や人物と全く無関係に特定の候補者の支持をその会の会員に呼びかけるものであった。

当該文書には、「東京三会には、相互に強い信頼関係・絆があります。」、当該候補者の所属する単位会の会員が「団結して長年にわたる悲願を達成しようとし、当会にも要請してきていることを重要視すべきではないかと思えます。」、「この度の日弁連会長選挙にあたっては、日弁連の将来はもちろんのことですが、特に当会の将来を考える必要があります。」、東京・大阪の大単位会の「多数の会員との信頼関係をより強固なものとし、引き続きこれらの先生方に日弁連の会務運営に尽力していただき、当会がこうした先生方とともに日弁連の会務運営の中核を担っていくことが肝要」云々と記載されていた。

このように、有志による文書とはいえ、政策や人物と全く関係なく、大単位会同士の結託や貸し借りに基づいた行動を要請するように読める文書が、影響力の大きな弁護士名で配布されたことは、弁護士会の選挙が未だに会や派閥の貸し借りやボスの派閥支配によって動かされていることを示しているか、あるいは少なくとも動かされているように受け取られる文書であるという点において、極めて重大な問題である。

- (2) 再投票にあたり、その選挙運動期間が始まる前日に、(1)の文書とは別の候補者を代表世話人とする会名義の文書が配布されたが、この行為は、実質的に選挙運動と認められる可能性のあるものであった。

過去において、日弁連選挙管理委員会は、このような文書に警告を発したことがある。すなわち、2010年の日弁連会長選挙も3月に再投票がなされたのである

が、その再投票に向けた選挙期間前に、候補者を代表世話人とする会名義の文書が配布され、これに対し、日弁連選挙管理委員会は、「実質的に選挙運動にあたる虞」があること、「事前の集票活動と受け取られる可能性が極めて高い」ことなどを理由として警告を発した。

今般配布された文書も、上記事例と全く同等かどうかはともかく、選挙の公正、少なくとも公正らしさの観点から問題があったと言わざるを得ない。

当会は、今から約60年前の昭和34年11月に創立され、その創立趣意書においては、当時の選挙の腐敗や弁護士会のボスの派閥支配を厳しく弾劾し、以後、弁護士会の公正な選挙、会運営の民主化を掲げて活動してきた。しかるに、当会創立後60年を経過してもなお上記のような現状にあることは、弁護士会に対する信頼を揺るがし、弁護士自治をも危うくしかねない、極めて憂慮すべき事態と言わざるを得ない。

当会は、創立の精神を忘れず、今後も引き続き弁護士会の選挙の公正、民主的会運営に向けた活動を行う所存であることを改めて確認するとともに、弁護士会、特に大単位会及び諸会派の自覚を促すべく、ここに声明を発するものである。

2020年3月26日

東京弁護士会期成会